

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社フージャースホールディングス	コード	3284
提出日	2024/5/24	異動(予定)日	2024/6/21
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	安 昌寿	社外取締役	○														○		有
2	坪山 昌司	社外取締役	○														○		有
3	タニグチ 直子	社外取締役	○														○	新任	有
4	松尾 信吉	社外取締役	○														○	新任	有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		当社グループと人的関係及び取引関係等を有せず、証券取引所が定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して独立役員として選任しております。
2		当社グループと人的関係及び取引関係等を有せず、証券取引所が定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して独立役員として選任しております。
3		当社グループと人的関係及び取引関係等を有せず、証券取引所が定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して独立役員として選任しております。
4	当社が定める「独立役員の独立性判断基準」(下記「4. 補足説明」参照)に基づき、記載を省略しています。	当社グループと取引関係を有しておりますが取引額が軽微なため、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、また、証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して独立役員として選任しております。

4. 補足説明

当社は、次のとおり、「独立役員の独立性判断基準」を定めています。
「独立役員の独立性判断基準」 当社は、社外取締役について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の各項のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。
① 当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者 ※注1 ② 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者 ※注2 ③ 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者 ※注3 ④ 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者 ※注4 ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者 ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等 ※注5 ⑦ 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者 ※注6 ⑧ 当社グループの主要株主又はその業務執行者 ※注7 ⑨ 上記①～⑧に該当する者の近親者 ※注8 ⑩ 上記①～⑨に過去3年間において該当していた者
(注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は使用人である者その他これらに準じる者をいう。 2. 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに行っている者をいう。 3. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループから受けている者をいう。 4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2%を超える額の融資を当社グループに行っている者をいう。 5. 「多額の金銭その他の財産」とは、年間100万円を超える額の支払いをいう。 6. 「多額の寄付」とは、年間100万円を超える額の寄付をいう。 7. 「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の10%以上の株式を有している株主をいう。 8. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。